

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道岩殿観音南戸守線
供用開始の区間	東松山市大字西本宿字諏訪久保一七六七番 一地先から同市大字宮鼻字代正寺四〇番一地 先まで
供用開始の期日	平成二十八年二月十三日 午後三時
備考	延長 九三二・一〇メートル